名古屋市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第13号

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例(昭和25年名古屋市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「名古屋市東図書館」の次に「、名古屋市北図書館、名古屋市楠図書館、名古屋市山田図書館」を、「名古屋市富田図書館」の次に「、名古屋市 港図書館、名古屋市南陽図書館、名古屋市南図書館」を加える。

第7条第2号中「関すること(」の次に「名古屋市楠図書館、名古屋市山田図書館及び」を加える。

附則

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市図書館条例第5条の規定による指定管理 者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。